



発行  
東京都

第十四条の次に次の二条を加える。

（病気休暇）

第十四条の二 任命権者は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十五条第一項の東京都規則で」とあるのは、「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第十四条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

107

規則

- 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……（総務局人事部職員支援課）……
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（総務局人事部制度企画課）……
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則……（同）……
- 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（同）……
- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……（同）……
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……（同）……

規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百八十七号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「更新」の下に「（以下「任期の更新」という。）」を加え

削る。

第二十八条中「三年の期間内」を「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用職員の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の」を「必要と認められる期間（在職する」に改める。

第三十二条中「第十七条」を「第十四条の二、第十七条」に改める。

第三十三条中「会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する」を削る。

第三十五条中「第十二条」の下に「、第十四条の二」を加える。

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下

〔改正後の規則〕という。〕第十四条の二に規定する病気休暇、改正後の規則第二十二条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十六条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十八条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤（会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都規則第百八十一号）による改正前の会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正後の規則第十四条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十一月二十四日

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を  
次のように改正する。

第七条の二第二号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

厚生年金保険料	退職年金掛金	短期・福祉掛金	介護掛金	その他	計
社会保険料					

1

改め  
る

附  
則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都知事 小池百合子

◎東京都規則第百八十九号

## 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

勤務休暇（勤務休暇第一回又は二回の二の規定に依る）は、勤務休暇（勤務休暇第一回又は二回の二の規定に依る）を除き、病気休暇を開始する日から順に、所定の勤

12

務日数に応じて、別表第三に定める日数（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされていない場合を除く。）

第十九条第二項第三号中「第十五条第二項第十号」を「第十五条第二項第十一号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第二十五条中「第二項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改める。

第二十七条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第十九条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第一条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に

関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

二 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により病気休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない病気休暇がある場合は、任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）

第二十八条第一項中「一万分の一万六百九十二・五」を「一万分の一万九百二十」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に、「第三条の四第三項」を「第三条の四第四項」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあっては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「第三条の四第三項」を

「第三条の四第四項」に、「前項に」を「第一項に」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあっては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、任命権者が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範

囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合を加えた割合（以下「加算後割合」という。）とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(第十五条関係)

日数	所定勤務		月十五日以上	月十四日以上	週四日以上
	日数	日数			
十日	年百六十九日以上	年百六十九日以上	月十一日から十四日	月七日から十日まで	月三日
五日	年百二十一日から百六十八日まで	年七十三日から百二十一日まで	月七日から十日まで	月四日から六日まで	週二日
三日	年四十八日から七十二日まで	年四十八日から七十二日まで	月四日から六日まで	月四日未満	週一日
一日	年四十八日未満	年四十八日未満	月四日未満	月四日未満	一日
〇日					一

## 附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行し、令和七年十二月一日から適用する。

2 令和八年六月一日の基準日（非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則第十七条第一項第二号に規定する基準日をいう。）に係る勤勉手当に係る勤務期間の算定については、令和七年十二月二日から令和八年三月三十一日までにその期間が終了する会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）別表、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）別表、会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）別表、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年警視庁訓令甲第十六号）別表又は東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京消防庁訓令第十五号）別表の傷病欠勤は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第十九条及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）第二十条の二の規定による病気休暇とみなす。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第百九十号

## 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十六年東京都規則第三十三号）の一部を次のよう改正する。

第三条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、職員が条例第十二条の三第二項に規定する職員の区分に係る要件を具備するに至った場合及び当該要件を欠くに至った場合について準用する。

3 前二項の規定にかかわらず、条例第十二条の三第一項の職員たる要件に係る事実及

び前項の場合に係る事実を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、前二項の規定による届出を要しない。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に、「行なわなければ」を「行なわなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する任命権者が定める場合についても、同様とする。

第五条中「欠くに至つた日」の下に「（任命権者が定める場合）」を「（任命権者が定める日）」に改める。

第五条中「欠くに至つた日以降の日で任命権者が定める日」を加え、「終る」を「終わる」に改め、同条ただし書中「第三条」を「第三条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

#### 附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の住居手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）

第三条第二項及び第四条第一項の規定による届出等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行なうことができる。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都規則第百九十一号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、同条第三項中「育児短時間勤務職員等」を「育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）」に、「第八号」を「第六号」に、「算出率」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）」に改める。

別表第一育児休業に相当する休業の項及び育児短時間勤務職員等に相当する者の項を削る。

別記第一号様式及び第三号様式中「処分書を受けた日」を「この処分があつたことを知つた日」に、「3月以内であつても、この処分の日」を「3月以内であつても、この処分があつた日」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分」を「処分の日から1年を経過すると処分」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の期末手当に関する規則第四条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の期末手当に関する規則別記第一号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都規則第百九十二号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次によ

うに改正する。

第三条中「第二項から第六項まで」を「第三項から第七項まで」に改める。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万三百四十」を「一万分の一万五百六十」に、「一万分の一万四千九十九」を「一万分の一万四千三百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万二千」を「一万分の二万三千五百」に改め、同項第三号中「一万分の二万五千」を「一万分の二万七千五百」に改め、同項第四号中「一万分の一万八千五百」を「一万分の二万五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千六百三十五」を「一万分の九千八百四十」に、「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万九千」に改め、同項第六号中「一万分の九千七百五十二・五」を「一万分の九千九百六十」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第八号中「一万分の六千七・五」を「一万分の六千二百三十」に、「一万分の八千五百」を「一万分の九千五百」に改め、同項第九号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の五千三百四十」に、「一万分的七千」を「一万分の八千」に改め、同項第十号中「一万分の五千百七十五」を「一万分の五千四百」に、「一万分の六千五百」を「一万分の七千五百」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、「規定する割合」の下に「(加算対象職員にあつては、加算後割合)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の表以外の部分中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下に「(加算対象職員にあつては、加算後割合)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「規定する割合」の下に「(加算対象職員にあつては、加算後割合)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第一号から第六号まで又は第八号から第十号までに掲げる職員である者のうち、任命権者が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者(以下「加算対象職員」という。)の成績率は、当該各号に規定する割合に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を加えた割合(以下「加算後割合」という。)とする。

一 前項第二号から第六号までに掲げる職員 一万分の〇以上二万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

二 前項第八号から第十号までに掲げる職員 一万分の〇以上二万分の六百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

第五条の次に次の二項を加える。

(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額の例外)

第五条の二 条例第二十一条の二第二項ただし書に規定する東京都規則で定める場合は、加算対象職員に著しい偏りが生じる等の事情により、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額が、同項第一号又は第三号に掲げる額のいずれかを超える場合とする。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第三条の四(同条第一項の改正規定を除く。)の改正規定並びに第五条の次に一条を加える改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 ○三(五三三二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価 本号  
一箇月 三〇〇円  
(郵送料を含む)  
印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 ○三(三八一二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

